

臨海副都心まちづくりガイドラインの新旧対照表

頁	新 (2009 改定)	旧 (再改定)	備考
44	<p>(3) その他</p> <p>1) 植栽</p> <p>【基本認識】</p> <p>臨海副都心全体の一体的な水と緑のネットワークの形成と豊かな都市景観の形成をめざして、自然保護条例に定める緑化計画書制度等に基づいた緑化を行い、相互に連携し、調和を図るように努める。</p> <p>【指針】</p> <p>ア 敷地内植栽</p> <p>(ア) 敷地内のオープンスペース等には、緑豊かな環境を形成するため、<u>臨海副都心の特性を踏まえて、積極的に植栽を行う。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>新築時において、緑化面積は対象とする敷地面積の40%以上とする。</u> ・ <u>対象とする敷地面積は、安全上、衛生上及び環境上、屋上緑化ができない部分を配慮したものとする。</u> ・ <u>緑化にあたっては、地上部、特に接道部の緑化を優先する。</u> ・ 建築物の屋上・壁面等については、可能な限り緑化し、屋上緑化部等については、ビル利用者等が利用できるように努める。 ・ 地元区等において別途基準を定めている場合には、<u>当該基準も満たす緑化を行う。</u> ・ <u>緑の良好な維持管理に努める。</u> 	<p>(3) その他</p> <p>1) 植栽</p> <p>【基本認識】</p> <p>臨海副都心全体の一体的な水と緑のネットワークの形成と豊かな都市景観の形成をめざして、自然保護条例に定める緑化計画書制度等に基づいた緑化を行い、相互に連携し、調和を図るように努める。</p> <p>【指針】</p> <p>ア 敷地内植栽</p> <p>(ア) 敷地内のオープンスペース等には、緑豊かな環境を形成するため、<u>自然保護条例第14条に基づき建築物との調和を図った植栽を行う。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>接道部の緑化を重点とする。</u> ・ <u>緑地面積は、空地面積(敷地面積 - 建築面積)の10分の3以上を確保するように努める。</u> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地元区等において別途基準を定めている場合には、<u>当該基準を満たす緑化を行う。</u> ・ 建築物の屋上・壁面等については、可能な限り緑化し、屋上緑化部等については、ビル利用者等が利用できるように努める。 	<p>次項と順番を入れ替える。</p>

4 8	<p>5) 環境保全</p> <p>【指針】</p> <p>キ 自然エネルギーの利用 太陽光発電、風力発電や太陽熱利用など、<u>自然エネルギーを積極的に利用する。</u></p>	<p>5) 環境保全</p> <p>【指針】</p> <p>キ 自然エネルギーの利用 太陽光発電、風力発電や太陽熱利用など、<u>自然エネルギーの利用に配慮する。</u></p>	
5 1	<p>7) 供給処理施設の利用</p> <p>【指針】</p> <p>ウ 地域冷暖房</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 快適な都市環境の創出、省エネルギー、環境保全等の観点から、<u>地域冷暖房システムにより熱供給を受ける。合わせて、エネルギー負荷の平準化等の観点から蓄熱槽の設置に努める。</u> <p>なお、住宅については、当面地域冷暖房の導入を行わないが、導入の可能性については、技術革新の動向を踏まえて検討を続ける。</p>	<p>7) 供給処理施設の利用</p> <p>【指針】</p> <p>ウ 地域冷暖房</p> <p>快適な都市環境の創出、省エネルギー、環境保全等の観点から、<u>地域冷暖房システムにより熱供給を受ける。</u></p> <p>なお、住宅については、当面地域冷暖房の導入を行わないが、導入の可能性については、技術革新の動向を踏まえて検討を続ける。</p>	